

○ 農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について
 (平成26年4月1日付け25農振第2313号) 一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">平成26年4月1日付け25農振第2313号 <u>最終改正 平成28年4月1日付け27農振第2370号</u></p> <p>農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について</p> <p>補助事業等（農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金<u>その他の第2の1及び2に掲げる通知に基づき実施する事業</u>をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、補助事業等の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、管内の都府県知事に対しては、貴職より通知願いたい。</p> <p>第2 対象地区</p> <p>1. 以下の国営事業により整備された小水力等発電施設について、当該施設に係る管理協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う地区 (1)～(11)【略】 <u>(12) 国営地域防災対策一体型かんがい排水事業実施要綱</u> <u>(平成27年4月9日付け26農振第2024号農林水産事務次官依命通知)</u> <u>(13) 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施要綱</u> <u>(平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知)</u></p> <p>2. 以下の農業農村整備事業等の要綱・要領の規定により、固定価格買取制度との調整を行う地区 (1)～(3)【略】 (4) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振2118号農林水産省農村振興局長通知）<u>第12</u> (5) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1（農地整備事業に係る運用）第11、別紙2（農業基盤整備促進事業に係る運用）第11、別紙4-1（水利施設整備事業に係る運用）第9、<u>別紙5</u> <u>(農業水利施設保全合理化事業に係る運用) 第11、別紙7-1</u> <u>(農地防災事業に係る運用) 第6、別紙9</u>（地域用水環境整備</p>	<p style="text-align: center;">平成26年4月1日付け25農振第2313号</p> <p>農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について</p> <p>補助事業等（農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金、<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金及び沖繩振興公共投資交付金</u>をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、補助事業等の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、管内の都府県知事に対しては、貴職より通知願いたい。</p> <p>第2 対象地区</p> <p>1. 以下の国営事業により整備された小水力等発電施設について、当該施設に係る管理協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う地区 (1)～(11)【略】 <u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>2. 以下の農業農村整備事業等の要綱・要領の規定により、固定価格買取制度との調整を行う地区 (1)～(3)【略】 (4) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振2118号農林水産省農村振興局長通知）<u>第11</u> (5) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1（農地整備事業に係る運用）第11、別紙2（農業基盤整備促進事業に係る運用）第11、別紙4-1（水利施設整備事業に係る運用）第9、<u>別紙6-1</u> <u>(農地防災事業に係る運用) 第6、別紙8</u>（地域用水環境整備事業に係る運用）第5、<u>別紙9</u>（水質保全対策事業に係る運用）</p>

事業に係る運用) 第5、別紙10(水質保全対策事業に係る運用) 第5、別紙12(農村集落基盤再編・整備事業に係る運用) 第11、別紙13-1(農地環境整備事業に係る運用) 第9

- (6) 農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け28農振第2326号農林水産省農村振興局長通知) 附則の2の規定による廃止前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産大臣官房長通知) 第4の2の(25)及び(26)
- (7) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命) 別紙1(農地整備事業に係る運用) 第11、別紙3(農業基盤整備促進事業に係る運用) 第11、別紙5(水利施設整備事業に係る運用) 第9、別紙7(農業水利施設保全合理化事業に係る運用) 第11、別紙9(農地防災事業に係る運用) 第6、別紙12(地域用水環境整備事業に係る運用) 第5、別紙13(水質保全対策事業に係る運用) 第5、別紙16(農村集落基盤再編・整備事業に係る運用) 第11、別紙18(農地環境整備事業に係る運用) 第9
- (8) 水利施設整備事業(農地集積促進型)実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産省農村振興局長通知) 第8
- (9) 農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第7

第3～第10 【略】

(別記様式1号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
(農林水産省農村振興局長
(国土交通省北海道開発局経由)) (※1)
内閣府沖縄総合事務局長 (※2)

住 所
協議会名
代表者名 印

平成○年度納付金の収支について(報告)

農業農村整備事業等により設置された小水力等発電施設に関する補助事業

第5、別紙11(集落基盤整備事業に係る運用) 第5、別紙12-1(中山間地域総合整備事業に係る運用) 第7、別紙12-1(農地環境整備事業に係る運用) 第9

- (6) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産大臣官房長通知) 第4の2の(25)
- (7) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命) 別紙1(農地整備事業に係る運用) 第11、別紙3(農業基盤整備促進事業に係る運用) 第11、別紙5(水利施設整備事業に係る運用) 第9、別紙8(農地防災事業に係る運用) 第6、別紙11(地域用水環境整備事業に係る運用) 第5、別紙12(水質保全対策事業に係る運用) 第5、別紙15(集落基盤整備事業に係る運用) 第5、別紙16(中山間地域総合整備事業に係る運用) 第7、別紙18(農地環境整備事業に係る運用) 第9

【新設】

【新設】

第3～第10 【略】

(別記様式1号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿
(国土交通省北海道開発局経由)
(農林水産省農村振興局長) (※1)
内閣府沖縄総合事務局長 (※2)

住 所
協議会名
代表者名 印

平成○年度納付金の収支について(報告)

農業農村整備事業等により設置された小水力等発電施設に関する補助事業

等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）第7の規定に基づき、別添のとおり、納付金の収支を報告する。

（要領）

実績報告として、以下の資料を添付すること。

1. 各土地改良区ごとの納付金の算定根拠（別紙1）を参照
2. 各土地改良区等から納付された納付金の受領に関する文書の写し
3. 支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

〔 ※1：北海道において設置された協議会が実績報告を行う場合
※2：沖縄県において設置された協議会が実績報告を行う場合 〕

等と固定価格買取制度との調整について（平成26年〇月〇日付け25農振第〇〇号農村振興局長通知）第7の規定に基づき、別添のとおり、納付金の収支を報告する。

（要領）

実績報告として、以下の資料を添付すること。

1. 各土地改良区ごとの納付金の算定根拠（別紙1）を参照
2. 各土地改良区等から納付された納付金の受領に関する文書の写し
3. 支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

※1：北海道において設置された協議会が実績報告を行う場合
※2：沖縄県において設置された協議会が実績報告を行う場合